

岐阜県公報

第二千八百一十二号
平成二十一年九月十五日

(火曜日)

目次

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(国際課) 六〇七ページ

公示

公共測量の実施

(用地課) 六〇八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 六〇八

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 六〇九

同

(飛騨農林事務所) 六〇九

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十六号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例別表第一十八の二の二の項の規則で定める場合)

第三条 条例別表第一十八の二の二の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、その親族等の外国における病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合

- 二 申請者が業務上等の理由により早急に外国に渡航する必要がある場合において、市町村の長を経由して申請するのではなく、渡航前に一般旅券の発給を受けることが困難であると認められるとき。

- 三 申請者が旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第四条の二ただし書の規定により二重に一般旅券の発給を受けようとする場合

- 四 申請者が旅券法第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合

五 申請者が、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域以外の区域において就学、就労等をしているため当該市町村において一般旅券の発給を受けることが困難であると認められる場合

六 前各号に定める場合のほか、やむを得ない理由があると認められる場合

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 三 作業期間
平成二十一年八月二十七日から
同 二十二年三月十九日まで
- 四 作業地域
木曾川下流河川事務所管内（木曾川・長良川・揖斐川地内）

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第二七号 平成二一・六・一九	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 本巣市小柿字宮前七七七番一外二三筆	公共施設の種類 道路	公共施設の位置及び区域 開発登録簿による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥取県鳥取市大覚寺七七番地八三 株式会社モーニングカーム 代表取締役 松 田 鐘 文
同岐建築第二二号 同二一・五・二三 同岐建築第二八号の 四 同二一・八・三	瑞穂市本田字高田三六四番一及び三六五番一	同	同	東京都港区芝浦一丁目一番一号 コスモ石油株式会社 代表取締役 木 村 彌 一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
富加町木岸 曾川右岸 用水土地改良区	平成二〇・八一	理事	坂井弘道	加茂郡富加町羽生	九三五番地
同	同	同	高垣公平	同	三八四番地三
同	同	同	河野勝明	同	八八八番地三
同	同	同	高垣浩規	同	九五〇番地
同	同	同	高井勝男	同	滝田 一三七二番地二
同	同	同	西部秀之	同	大山 六三九番地
同	同	同	石原久幸	同	加治田三四九六番地二
同	同	同	瀧戸義之	同	高畑 二七五番地
同	同	同	渡辺一興	同	六二〇番地五
同	同	同	山田桂二	同	加茂郡富加町加治田一四九六番地一
同	同	同	井戸務	同	羽生 五〇四番地
土良地区	平成二〇・八一	理事	坂井弘道	加茂郡富加町羽生	九三五番地
同	同	同	高垣公平	同	三八四番地三
同	同	同	河野勝明	同	八八八番地三
同	同	同	高垣浩規	同	九五〇番地
同	同	同	高井勝男	同	滝田 一三七二番地二
同	同	同	西部秀之	同	大山 六三九番地
同	同	同	石原久幸	同	加治田三四九六番地二
同	同	同	瀧戸義之	同	高畑 二七五番地
同	同	同	渡辺一興	同	六二〇番地五
同	同	同	山田桂二	同	加茂郡富加町加治田一四九六番地一
同	同	同	井戸務	同	羽生 五〇四番地
土良地区	平成二〇・八一	理事	坂井弘道	加茂郡富加町羽生	九三五番地
同	同	同	高垣公平	同	三八四番地三
同	同	同	河野勝明	同	八八八番地三
同	同	同	高垣浩規	同	九五〇番地
同	同	同	高井勝男	同	滝田 一三七二番地二
同	同	同	西部秀之	同	大山 六三九番地
同	同	同	石原久幸	同	加治田三四九六番地二
同	同	同	瀧戸義之	同	高畑 二七五番地
同	同	同	渡辺一興	同	六二〇番地五
同	同	同	山田桂二	同	加茂郡富加町加治田一四九六番地一
同	同	同	井戸務	同	羽生 五〇四番地

就任した役員

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
飛騨東部 土良地区	平成二〇・七二	理事	大前利一	高山市岩井町	二五八〇番地
同	同	副理事	滑谷重和	同	丹生川町大萱 一三八一番地
同	同	同	森田高見	同	朝日町小瀬 一七番地
同	同	同	田口宝	同	久々野町大西 九八八番地
同	同	同	池田富美男	同	松本町 八九番地
同	同	同	水橋昭治	同	丹生川町町方 二二八番地一
同	同	同	中田吉兵衛	同	江名子町 三八三四番地

就任した役員

土改 良区 名	飛驒 東部 地区 改 良	平成 二 〇 八 年 九 月 三 日	就 任 日	役 名	氏 名	住 所	
				理事	山下昭平	四三三七番地	
				同	鍛冶谷昭夫	三〇六三番地	
				同	小鳥長宣	二八七番地	
				同	和田明	一七七七番地	
				同	森下治一	二〇三〇番地	
				同	森本昌章	七九八番地	
				同	中田清	二四番地	
				同	荒川廣司	二〇〇番地	
				同	垣内久雄	七二三番地	
				同	木戸口道夫	高山市久々野町小屋名二〇七一番地	
				同	川上一彦	江名子町 三八二番地	
				同	奥田勇夫	朝日町西洞 二六八番地	
				同	藍田久長	八〇〇番地	
				理事	池田富美男	高山市松本町 八九番地	
				副理事	橋場康夫	丹生川町新張二九五二番地七九	
				同	森田高見	朝日町小瀬 一七番地	
				代表	石本進一郎	漆垣内町 三八〇番地	
				同	監事	小鳥長宣	二八七番地
				同	垣内久雄	丹生川町桐山 七二三番地	
				同	藤井和豊	江名子町 二九五二番地	
				同	池田吉孝	漆垣内町 一〇七七番地	
				同	野崎正明	江名子町 四三九六番地	

平成二十一年九月十五日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社

同	鍛冶谷昭夫	同	三〇六三番地
同	都竹一秀	高山市滝町	一七七七番地
同	森下治一	岩井町	二〇三〇番地
同	長畑博美	中切町	七六〇番地
同	塚中一夫	上切町	一一二番地
同	岩島孫康	丹生川町山口	二八六番地
同	中畑一男	瓜田	一〇一六番地
同	芝田清雄	高山市久々野町柳島一〇〇三番地二	
同	川上和貴	江名子町	三八二番地
同	新井俊夫	朝日町西洞	二二番地二
同	藍田久長		八〇〇番地